



宮 崎 県 公 報

平成21年3月31日(火曜日)号外 第23号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

人事委員会規則

○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	1
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	1
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	

規則	2
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則	3
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	4
○期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則	5
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第5号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年宮崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教育職給料表(一)の適用範囲) 第1条 教育職給料表(一)は、大学に勤務する学長、副学長、学生部長、附属図書館長、教授、准教授、助教、講師及び助手に適用する。	(教育職給料表(一)の適用範囲) 第1条 教育職給料表(一)は、大学に勤務する学長、 <u>学部長</u> 、学生部長、 <u>研究科長</u> 、附属図書館長、教授、准教授、助教、講師及び助手に適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第6号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																	
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組</th> <th>職</th> <th>種 別</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">知 事 本 庁</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広報企画監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通・地域安全対策監</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務対策監</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画指導監</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設調査対策監</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組	職	種 別	区 分	知 事 本 庁	[略]			広報企画監	[略]		交通・地域安全対策監			業務対策監			計画指導監			施設調査対策監			<table border="1"> <thead> <tr> <th>組</th> <th>職</th> <th>種 別</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">知 事 本 庁</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広報企画監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通・地域安全対策監</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務対策監</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画指導監</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設調査対策監</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事検査監</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組	職	種 別	区 分	知 事 本 庁	[略]			広報企画監	[略]		交通・地域安全対策監			業務対策監			計画指導監			施設調査対策監			工事検査監		
組	職	種 別	区 分																																															
知 事 本 庁	[略]																																																	
	広報企画監	[略]																																																
	交通・地域安全対策監																																																	
	業務対策監																																																	
	計画指導監																																																	
	施設調査対策監																																																	
組	職	種 別	区 分																																															
知 事 本 庁	[略]																																																	
	広報企画監	[略]																																																
	交通・地域安全対策監																																																	
	業務対策監																																																	
	計画指導監																																																	
	施設調査対策監																																																	
	工事検査監																																																	

	木材流通対策監 地域雇用対策監 農水産物ブランド対策監 担い手対策監 農業改良対策監 消費安全企画監 家畜防疫対策監 国営事業対策監 漁業調整監 漁港整備対策監 ダム対策監 空港・ポートセールス対策監 施設保全対策監 副参事				木材流通対策監 農業改良対策監 消費安全企画監 家畜防疫対策監 国営事業対策監 漁業調整監 漁港整備対策監 ダム対策監 空港・ポートセールス対策監 施設保全対策監 副参事	
	[略]				[略]	
看護大学	副学長	1種	2		事務局長	[略]
	事務局長	[略]			学部長	[略]
	学生部長	[略]			研究科長	[略]
	附属図書館長				附属図書館長	
身体障害者相談センター	所長				所長	
こども療育センター	所長 事務局長				所長 事務局長	
	[略]				[略]	
	[略]				[略]	
[略]					[略]	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第7号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員
	円	[略]		円	[略]
1年未満	<u>268,500</u>		1年未満	<u>365,500</u>	
1年以上2年未満	<u>268,500</u>		1年以上2年未満	<u>365,500</u>	
2年以上3年未満	<u>268,500</u>		2年以上3年未満	<u>365,500</u>	
3年以上4年未満	<u>268,500</u>		3年以上4年未満	<u>365,500</u>	
4年以上5年未満	<u>268,500</u>		4年以上5年未満	<u>365,500</u>	
5年以上6年未満	<u>268,500</u>		5年以上6年未満	<u>365,500</u>	
6年以上7年未満	<u>268,500</u>		6年以上7年未満	<u>365,500</u>	
7年以上8年未満	<u>268,500</u>		7年以上8年未満	<u>365,500</u>	

[略]

[略]

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第9号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																							
<p>(特地公署)</p> <p>第2条 県給与条例第6条の2第1項に規定する特地公署（以下「特地公署」という。）は、別表第1に掲げる公署とする。</p> <p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第1の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>6級地 100分の25 5級地 100分の20 4級地 100分の16 3級地 100分の12 2級地 100分の8 1級地 100分の4 2～4 [略]</p> <p>(準特地公署)</p> <p>第4条 県給与条例第6条の2の2第1項に規定する準特地公署（以下「準特地公署」という。）は、別表第2に掲げる公署とする。</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>組 織 区 分</th> <th>市郡名</th> <th>町村名</th> <th>公 署 名</th> <th>級別 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">知事部 局</td> <td rowspan="2">児湯郡</td> <td>西米良村</td> <td>水産試験場生物利用部小林分場米良試験地</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>東臼杵郡 椎葉村</td> <td>東臼杵農林振興局椎葉駐在所</td> </tr> <tr> <td>同 同</td> <td>日向土木事務所椎葉駐在所</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警察本 部</td> <td rowspan="3">西都市 東臼杵郡 同</td> <td rowspan="3">[略] 椎葉村 同</td> <td>西都警察署銀鏡駐在所</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>日向警察署椎葉駐在所</td> </tr> <tr> <td>日向警察署松尾駐在所</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">[略]</td> <td rowspan="2">延岡市</td> <td rowspan="2">高千穂町</td> <td>延岡警察署三川内駐在所</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>高千穂警察署河内駐在所</td> </tr> </tbody> </table>	組 織 区 分	市郡名	町村名	公 署 名	級別 区分	知事部 局	児湯郡	西米良村	水産試験場生物利用部小林分場米良試験地	[略]	東臼杵郡 椎葉村	東臼杵農林振興局椎葉駐在所	同 同	日向土木事務所椎葉駐在所	[略]					警察本 部	西都市 東臼杵郡 同	[略] 椎葉村 同	西都警察署銀鏡駐在所	[略]	日向警察署椎葉駐在所	日向警察署松尾駐在所	[略]					[略]	延岡市	高千穂町	延岡警察署三川内駐在所	[略]	高千穂警察署河内駐在所	<p>(特地公署)</p> <p>第2条 県給与条例第6条の2第1項に規定する特地公署（以下「特地公署」という。）は、別表第1に掲げる公署及び臨時的に置かれる公署で別に人事委員会が定めるものとする。</p> <p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第1の級別区分（前条の人事委員会が定める公署にあっては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>6級地 100分の25 5級地 100分の20 4級地 100分の16 3級地 100分の12 2級地 100分の8 1級地 100分の4 2～4 [略]</p> <p>(準特地公署)</p> <p>第4条 県給与条例第6条の2の2第1項に規定する準特地公署（以下「準特地公署」という。）は、別表第2に掲げる公署及び臨時的に置かれる公署で別に人事委員会が定めるものとする。</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>組 織 区 分</th> <th>市郡名</th> <th>町村名</th> <th>公 署 名</th> <th>級別 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">知事部 局</td> <td rowspan="2">東臼杵郡 同</td> <td rowspan="2">[略] 椎葉村 同</td> <td>東臼杵農林振興局椎葉駐在所</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>日向土木事務所椎葉駐在所</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警察本 部</td> <td rowspan="3">西都市 東臼杵郡 同</td> <td rowspan="3">[略] 椎葉村 同</td> <td>西都警察署銀鏡駐在所</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>日向警察署椎葉駐在所</td> </tr> <tr> <td>日向警察署松尾駐在所</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">[略]</td> <td rowspan="2">西臼杵郡</td> <td rowspan="2">高千穂町</td> <td>高千穂警察署河内駐在所</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織 区 分	市郡名	町村名	公 署 名	級別 区分	知事部 局	東臼杵郡 同	[略] 椎葉村 同	東臼杵農林振興局椎葉駐在所	[略]	日向土木事務所椎葉駐在所	[略]					警察本 部	西都市 東臼杵郡 同	[略] 椎葉村 同	西都警察署銀鏡駐在所	[略]	日向警察署椎葉駐在所	日向警察署松尾駐在所	[略]					[略]	西臼杵郡	高千穂町	高千穂警察署河内駐在所	[略]	
組 織 区 分	市郡名	町村名	公 署 名	級別 区分																																																																				
知事部 局	児湯郡	西米良村	水産試験場生物利用部小林分場米良試験地	[略]																																																																				
		東臼杵郡 椎葉村	東臼杵農林振興局椎葉駐在所																																																																					
	同 同	日向土木事務所椎葉駐在所																																																																						
[略]																																																																								
警察本 部	西都市 東臼杵郡 同	[略] 椎葉村 同	西都警察署銀鏡駐在所	[略]																																																																				
			日向警察署椎葉駐在所																																																																					
			日向警察署松尾駐在所																																																																					
[略]																																																																								
[略]	延岡市	高千穂町	延岡警察署三川内駐在所	[略]																																																																				
			高千穂警察署河内駐在所																																																																					
組 織 区 分	市郡名	町村名	公 署 名	級別 区分																																																																				
知事部 局	東臼杵郡 同	[略] 椎葉村 同	東臼杵農林振興局椎葉駐在所	[略]																																																																				
			日向土木事務所椎葉駐在所																																																																					
	[略]																																																																							
警察本 部	西都市 東臼杵郡 同	[略] 椎葉村 同	西都警察署銀鏡駐在所	[略]																																																																				
			日向警察署椎葉駐在所																																																																					
			日向警察署松尾駐在所																																																																					
[略]																																																																								
[略]	西臼杵郡	高千穂町	高千穂警察署河内駐在所	[略]																																																																				

同	五ヶ瀬町	高千穂警察署五ヶ瀬駐在所	同	五ヶ瀬町	高千穂警察署五ヶ瀬駐在所
---	------	--------------	---	------	--------------

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第10号

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第5条の3関係）				別表第1（第5条の3関係）					
組織区分	給料表	職	加算割合	組織区分	給料表	職	加算割合		
知事 部局	行政 職	本庁	[略]	知事 部局	行政 職	本庁	[略]		
			次長、局長、部（局） 参事、課長、室長、局 次長、広報企画監、交 通・地域安全対策監、 業務対策監、計画指導 監、施設調査対策監、 工事検査監、木材流通 対策監、 <u>地域雇用対策</u> <u>監</u> 、 <u>農水産物ブランド</u> <u>対策監</u> 、 <u>担い手対策監</u> 、農業改良対策監、消 費安全企画監、家畜防 疫対策監、国営事業対 策監、漁業調整監、漁 港整備対策監、ダム対 策監、空港・ポートセ ールス対策監、施設保 全対策監			[略]		次長、局長、部（局） 参事、課長、室長、局 次長、広報企画監、交 通・地域安全対策監、 業務対策監、計画指導 監、工事検査監、木材 流通対策監、農業改良 対策監、消費安全企画 監、家畜防疫対策監、 国営事業対策監、漁業 調整監、漁港整備対策 監、ダム対策監、空港 ・ポートセールス対策 監、施設保全対策監	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]		
		出先 機関	[略]		出先 機関	[略]	[略]		
			副所長、副園長、支所 長、課長、支場長、駐 在所長、教頭、教授、 教務主幹、総務主幹	[略]			副所長、副園長、支所 長、課長、 <u>センター長</u> 、支場長、駐在所長、 教頭、教授、教務主幹 、総務主幹	[略]	
		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]		
		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]		
		教育 職（ 一）	出先 機関	副学長 学生部長、附属図書館 長、教授	100分の20	教育 職（ 一）	出先 機関	学部長、学生部長、 <u>研 究科長</u> 、附属図書館長 、教授	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	
		医療 職（ 二）	出先 機関	[略]	[略]	医療 職（ 二）	出先 機関	[略]	[略]
		主任、助教授	[略]			主任、 <u>准教授</u>	[略]		

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後				
別表			別表				
機	関	職	機	関	職		
[略]			[略]				
知事部局 （会計管 理局を含 む。）	本庁	[略]	知事部局 （会計管 理局を含 む。）	本庁	[略]		
	出先 機関	[略]		[略]	出先 機関	[略]	
		看護大学		学長 副学長 学生部長 附属図書館長 事務局 長 総務課長		看護大学	学長 学部長 学生部長 研究科長 附属図書館 長 事務局長 総務課長
		[略]		[略]		[略]	[略]
教育委員 会	[略]	教育委員 会	[略]	[略]			
	県立学校	校長 教頭 事務長		県立学校	校長 副校長 教頭 事 務長		
[略]			[略]				
備考			備考				
[略]			[略]				

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。